



議案第 十六 号

三朝町温泉使用条例の設定について

次のとおり三朝町温泉使用条例を設定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十三年三月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和五十三年三月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第

三朝町温泉使用条例

(目的)

第一条 この条例は、三朝温泉の利用の適正を図り、その保護を期し、公共の福祉増進と観光事業の振興をはかるため三朝町（以下「町」という。）が行う温泉配湯及び使用料を定めることを目的とする。

(配湯区域)

第二条 温泉配湯区域は、次の区域とする。

三朝町大字砂原・三朝・山田・横手及び大瀬

(配湯の原則)

第三条 温泉の配湯は計量制によるものとし、非常災害、給湯装置の損傷その他やむを得ない事情又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止はしない。

2 配湯制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、これを関係者に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

3 配湯の制限、停止又は漏湯のため利用者の受け入れた損害については、町はその責を負わない。

(定義)

第四条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「温泉」とは、町が掘さくした温泉源から町が採取した温泉をいう。
- 二 「配湯」とは、温泉の配湯許可を受けたものに送湯することをいう。
- 三 「給湯管」とは、配湯管から分岐して利用者が占用する管をいう。
- 四 「給湯装置」とは、給湯管及びこれに直結する給湯用具からなる設備をいう。
- 五 「利用者」とは、温泉の供給を受けているものをいう。
- 六 「温泉の利用」とは、入湯用、医療用、飲用その他直接間接に温泉を利用する一切の行為をいう。

(資格)

第五条 温泉の配湯を受けられる者は、次の各号の一に該当するものでなければならぬ。

- 一 公共施設
- 二 公共的団体又は公益法人
- 三 公共の公衆浴場及び共同浴場
- 四 温泉治療を実施する病院

五 旅館業法施行細則（昭和三十三年鳥取県規則第三十九号）による認可を有しその施設及び業態が優良と認められる旅館

六 町観光事業上必要と認められる観光厚生施設

七 その他町長が特に必要と認めるもの

八 前各号の規定にかかわらず三朝高原共同貯湯施設については、配湯することができる  
（配湯許可申請）

第六条 前条の資格を備えたもので新たに配湯を受けようとするもの又は配湯についての許可事項を変更し、異動しようとするものは、この条例の定めるところにより所定の申請書又は届書を町長に提出してその許可を受けなければならない。

2 町長は許可にあたり必要があるときは、条件をつけることができる。

（契約）

第七条 前条の許可を受けた者は、温泉の配湯について別に定める様式により契約をしなければならぬ。

（敷金）

第八条 第六条の規定により温泉配湯の許可を受けたものは、契約と同時に基本料金の三箇月分に相当する額を敷金として納入するものとする。

2 前項による敷金は、温泉配湯を廃止したとき還付する。ただし、未納の使用料及び損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除し、なお不足を生じたときは直ちにその不足額を徴収するものとする。

3 敷金には利子を付けないものとする。

4 公共団体については、敷金を免除するものとする。

(配湯)

第九条 温泉の配湯量は、町が設置するメーター器（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、町長が必要でないときはこの限りでない。

2 メーターは給湯管に設置し、その位置は町長が定める。

(決定)

第十条 町長は、第六条による申請の許否を決定したときは、文書をもつて申請者に通知するものとする。ただし、不許可についてはその理由を示すものとする。

(配湯制限)

第十一条 天災地変による災害又は温泉施設の工事、その他不可抗力の原因による事故及び温泉湧出量の減少等の場合は、温泉の配湯量を制限し又は配湯を休止することができる。この場合、町はその損害について補償の責を負わない。

(配湯許可の限度)

第十二条 第六条の申請について、次の各号のいずれかに該当したときは、その全部又は一部を許可しないことがある。

- 一 温泉の配湯量に余裕がないとき
- 二 配湯管の未設置区域であるとき
- 三 その他やむを得ない事情があるとき

(給湯装置の所有権)

第十三条 給湯装置の所有権は申込者の所有とする。ただし、配湯管からメーターまでの装置は町に帰属する。

(名義変更)

第十四条 利用者が名義を変更しようとするときは、新たに温泉配湯の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは名義変更の届出をするものとする。

- 一 三親等以内で相続したとき
- 二 法人等で単に商号及び名称を変更したとき
- 三 その他町長が必要でないとして認めるとき

(使用中の中止及び廃止)

第十五条 配湯の利用を中止又は廃止しようとするものは、あらかじめ期日を定めて町長へ届け出なければならぬ。

(行為の禁止)

第十六条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 配湯を受けた温泉を許可目的以外に使用すること
- 二 配湯を受けた温泉を第三者に貸与又は譲渡すること
- 三 配湯を受けた温泉を質権、抵当権の目的物とすること

(給湯装置の管理責任)

第十七条 給湯装置の所有者は、それぞれの所有給湯装置を管理し異状があるときは、直ちに町長に届け出なければならぬ。

2 前項の管理義務を怠つたため生じた損害は所有者の負担とする。

(工事の施行)

第十八条 給湯装置工事の設計及び施行は町長又は町長が指定した者（以下「指定工事業者」という。）が行う。

2 前項の規定により給湯装置工事の設計及び施行を指定工事業者が行う場合は、あらかじめ町長の設計審査及び材料検査並びに工事竣工検査を受けなければならない。

3 指定工事業者に関する事項については、町長が別に定める。

(工事費用の負担)

第十九条 新たに給湯装置を設置するときは、その工事費はすべて申込者の負担とする。

2 利用者所有の給湯装置の増設、改良及び修繕等の費用は利用者の負担とし、町所有の給湯装置の修繕費は町が負担するものとする。ただし、町所有の給湯装置で利用者の故意又は過失により修繕を要するときはその費用を徴収する。

(工事費の算出方法)

第二十条 町が施行する工事費用は、次の合計額とする。

- 一 材料費
- 二 運搬費
- 三 労務費

四 道路復旧費

五 間接経費

2 前各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

(源泉維持費)

第二十一条 あらたに温泉配湯の許可を得たものは別表一に定める源泉維持費を納付しなければならぬ。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

- 一 三親等以内で相続したとき
- 二 法人等で単に商号及び名称を変更したとき
- 三 その他町長が必要でないとして認めるとき

(使用料金)

第二十二条 温泉の配湯を受けるものは、別表二に定める使用料を納めなければならない。

(使用料金の算定)

第二十三条 使用料金は、毎月末日（以下「定例日」という。）にメーターを検針して算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは定例日以外の日に検針を行うことができる。

(使用料金の納付及び還付)

第二十四条 使用料金は、納額告知書により当月分を翌月十日までに納付しなければならない。

(使用料金の減免)

第二十五条 町長が特に必要と認めるときは、使用料金を減免することができる。

(手数料)

第二十六条 手数料は、次の各号の区分により指定工事業者から徴収する。

- 一 第十六条第二項の規定による設計審査 一件につき 百五十円
- 二 第十六条第二項の規定による材料検査 一施設 一回につき 百円
- 三 第十六条第二項の規定による工事竣工検査 一施設 一回につき 三百円
- 四 第一種指定工事業者として指定したとき 五千円
- 五 第二種指定工事業者として指定したとき 三千円

(メーターの貸与)

第二十七条 メーターは、町所有のものを設置し、給湯装置所有者が最善の注意をもつて管理しなければならない。

2 メーターの口径は二十ミリメートルとする。ただし、町長が必要と認めるときはこれを変更することができる。

3 メーターの設置は、温泉利用許可施設につき一個とし、設置場所は町長が選定する。

4 メーターの位置を変更する必要があるときは、その理由を付し町長に申し出するものと

する。この場合、これに要した費用は申込者の負担とする。

5 給湯装置所有者が管理するメーターを破損したときは、相当代価をもつて弁償するものとする。ただし、町長が不可抗力と認めるときは、この限りでない。

(使用湯量の認定)

第二十八条 町長は、次の各号の一に該当するときは使用湯量を認定する。

一 メーターに異状があつたとき

二 使用湯量が不明のとき

2 前項の規定による認定の基準は、前三箇月の使用湯量及び前年同期の使用湯量その他の事情を考慮して町長が認定するものとする。

(特別の場合における料金の算定)

第二十九条 月の中途において配湯を開始し若しくは中止したときの料金の算定方法は次のとおりとする。

一 該当月の一日から十五日までの間に使用をやめ基本湯量の二分の一に満たないときは基本料金の二分の一額を、二分の一を超えるときは一箇月分とみなして算定する。

二 該当月の十六日から月末までの間に使用をやめたときは、一箇月分として算定する。

三 該当月の一日から十五日までの間に使用を開始したときは、一箇月分として算定する。

四 該当月の十六日から月末までの間に使用を開始したときは基本料金の二分の一の額を、使用湯量が基本湯量の二分の一を超えるときは一箇月分として算定する。

(配湯停止)

第三十 条 この条例及びその他の規定に違反したものと並びに次の各号の一に該当したときは、配湯を停止し又は温泉配湯許可を取消しすることができる。

- 一 事業及び営業を廃止したとき
- 二 配湯を受けたる温泉を許可目的以外に使用し、他に貸与又は分湯若しくは売買、質入、担保に供したとき
- 三 使用料金を期限内に納付しなかつたとき
- 四 無届けで給湯装置を変更、異動し又は増設、改良、修繕等工事を行つたとき
- 五 町が行う給湯装置の検査、検針及び作業を正当な理由がなく拒み又は妨害したとき
- 六 町の所有に係る給湯装置を許可なく調節を行つたとき

(給湯装置の切離し)

第三十一条 町長は、次の各号の一に該当する場合で配湯管理上必要があると認めるときは、給湯装置を切り離すことができる。

一 給湯装置の所有者が六十日以上所在が不明のとき

二 給湯装置が使用中止の状態でありかつ、将来使用の見込みがないとき

(立 入)

第三十二条 町が給湯装置の検査、検針及び作業等を行うとき利用者は給湯装置等の設置場所に入らざるよう適当な措置をしなければならぬ。

(諮 問)

第三十三条 町長は、温泉配湯事業の適正を期するため重要な事項に関しては三朝町温泉運営委員会に諮問するものとする。

(委 任)

第三十四条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、改正後の三朝町温泉使用条例第二十二条の規定は、昭和五十三年五月分の配湯使用料金から施行する。

(条例の廃止)

三朝町温泉使用条例(昭和三十八年三朝町条例第三十五号)は廃止する。

(経過措置)

3 この条例施行の際すでになされた許可、承認又は諸手続は、すべてこの条例の相当規定によつてなされたものとする。

(使用料金に係る経過規定)

4 この条例の施行前に配湯を受けた旧条例第十条の規定による使用料金については、なお従前の例による。

別表一 (第二十一条関係)

源泉維持費

区分	金額
温泉利用許可一施設につき	二〇〇〇〇〇円

別表二（第二十二条関係）

使用料金表

区分	基本湯量 立方メートル	基本料金 円以内	超過料金 一立方メートルにつき
公共施設	五〇	二〇、〇〇〇	一七〇円以内
公共的団体又は 公益法人の施設	五〇	二〇、〇〇〇	一七〇
公共の浴場施設	五〇	二〇、〇〇〇	一七〇
医療施設	五〇	二〇、〇〇〇	一七〇
旅館施設	五〇	二〇、〇〇〇	一七〇
観光厚生施設	五〇	二〇、〇〇〇	一七〇
三朝高原貯湯施設	五〇	二〇、〇〇〇	一七〇

第ノ号様式 (第6条関係)

温泉配湯許可申請書

次のとおり温泉の配湯を受けたいので、三朝町温泉使用条例第6条の規定により申請します。

温泉の使用については、三朝町温泉使用条例並びに使用規則を守ります。

昭和 年 月 日

三朝町長 殿

申請人 住所

氏名

印

記

利用場所 東伯郡三朝町大字 番地

利用目的

利用施設の明細 浴槽数 男 女 家族湯 合計

浴槽の位置及び容積 別紙添付図面のとおり

温泉利用許可番号

給湯装置設置場所 別紙図面のとおり

添付書類 設計書、平面図、構造図、配管図、土地使用承諾書

契 約 書 (第七條關係)

三朝町長(以下「甲」といふ。)と三朝町大字

(以下「乙」といふ。)

の間に三朝町温泉使用条例(以下「条例」といふ。)に基づき、温泉使用について条例及び規則の規定を守れることを条件として、次のとおり契約を締結するものとする。

第一条 乙は、甲に対して毎月分の使用料金を翌月十日までに納入する。

第二条 条例第十一条及び第三十条第二号、第三号、第四号、第五号、第六号及び第七号以外の理由により配湯の休止又は制限をした場合は、使用料を減免する。

第三条 この契約期間は、昭和 年 月 日から昭和 年 月 日までの五箇年とする。ただし、甲、乙協議のうえ期間を更新することができる。

第四条 乙は、配湯を受けた温泉を許可目的以外に使用し、他に貸与又は分湯若しくは売買、質入、担保に供してはならない。

第五条 乙は、善良な温泉利用者としての注意を怠らつてはならない。

第六条 乙は、自己の責に帰する理由により甲の施設を破損又は滅失したときは、これにより生ずる損害を弁償しなければならない。

第七条 乙が次の各号の一に該当する場合は、甲は、この契約を解除することができる。  
1 本契約第四条に違反したとき。

2 使用料金を期限内に納付しなかつたとき。

3 事業及び営業を廃止したとき。

4 条例及び規則に定める規定に違反し又はこの契約の主旨に反したとき。

第八条 温泉を利用する施設は次のとおりとする。

所在地  
名称  
利用目的

第九条 この契約並びに条例及び規則に定めるもののほか、必要な事項については甲、乙協議のうえ決定するものとする。

右契約の証として本書二通を作成し、記名押印して各自その一通を保持する。

昭和 年 月 日

甲 鳥取県東伯郡三朝町三朝町長

乙 鳥取県東伯郡三朝町大字

番地